

インターネット・サービス・プロバイダの責任

凸版印刷株式会社
法務部長 萩原 恒昭

1. 米国のサービス・プロバイダの免責ルール

(1) 著作権侵害

パソコン通信時代からの一連のネット上の著作権侵害訴訟を経て¹、米国においては1998年10月に著作権法の改正法である「Digital Millennium Copyright Act of 1998」が制定され、この改正法512条においてサービス・プロバイダの免責ルールが定められた。ここでは、その詳細は省略するが、この免責ルールは「notice & takedown」と呼ばれるセーフ・ハーバー規定であり、この規定に則った手続きに従うことにより、サービス・プロバイダは免責される。具体的には概ね次のようである。

一定要件を備えた著作権侵害の通知（notice）が著作権者からサービス・プロバイダになされたとき²、サービス・プロバイダは侵害であると特定された著作物をネット上から除去（takedown）し、同時に情報をアップロードした者にその旨通知する。情報の除去に不服があれば、アップロードした者はサービス・プロバイダに反論し、サービス・プロバイダはこの反論を著作権者に送付する。

これを受け、著作権者はアップロードした者に訴訟を提起するのであれば、その旨サービス・プロバイダに連絡する。サービス・プロバイダは情報の削除を維持する。

訴訟の提起の連絡がなければ、サービスプロバイダは除去した情報を復活させる。

2001年9月4日、カリフォルニア州中部地区裁判所は、被告インターネットオークションサイト運営会社 eBay に対し、被告のオークションサイトにおける無許諾のDVD販売が、原告 Hendrickson の著作権を侵害しているとして、争いになっていた訴訟に関し、次のように判旨した³。まず、eBay には、著作権法 512 条(c)による DMCA のセーフハーバー規定に基づく保護を受ける資格があること、Hendrickson の eBay への通知は、同法 512 条(c)(3)に規定された通知（notice）の要件を満たさず、従って eBay は同条に規定された notice & Takedown の手続きを進める義務はない。

¹ Playboy Enterprise Inc. v. Frena, 893 F. Supp. 1552 (M.D.Fla.1993), Sega Enterprises Ltd. v. Maphia 857 F Supp. 679 (N.D.Cal. 1994), Religious Technology Center v. Netcome On-Line Communication Services Inc., 51 BNA PTCJ 115(N.D.Cal. 1995), Frank Music v. CompuServe, 93 Civ. 8153 (S.D.N.Y.Dec. 19,1995), etc.

² 実際には 512 条(c)(2)の規定によれば「サービス・プロバイダーは指定代理人を設けて、当該代理人の名称、住所、電話番号、電子メールアドレスなど一定事項を著作権局に登録し、著作権者からの著作権侵害主張の通知を受け付けることを可能にしておかねばならない。」とする。

³ Hendrickson v. eBay Inc. C.D.Cal. No.01-0495 RJK (RNBx), 9/4/2001

(2) 名誉毀損

ところで、米国においては、著作権侵害訴訟のみならずネット上の名誉毀損に関する訴訟もパソコン通信時代から発生している⁴。上記した著作権侵害訴訟においては、著作権侵害情報がネット上にアップロードされているかどうかを知っているか、知らないかを問わず、サービス・プロバイダは直接侵害若しくは寄与侵害を形成していると判断されたわけであるが、名誉毀損訴訟においては、アップロードされた情報について、サービス・プロバイダがその内容を知っていれば「Publisher(出版社)」として名誉毀損責任を問われ、一方情報の内容を知らない場合は「Distributor(本屋)」であって、名誉毀損責任は問われないとの判断に分かれた。

これを受けて、米国では1996年に「CDA(Communication decency Act、通信品位法)」が成立し、通称「Good Samaritan」条項⁵がおかれた。これによれば、名誉毀損情報等の不快な情報について、サービス・プロバイダは他の情報提供者が提供した情報について「Publisher」又は「Speaker」として扱われてはならないと規定されるとともに、善意で一定の有害コンテンツに対するアクセスや利用を制限するためにとった行為については、サービス・プロバイダは責任を負わないと規定されている。

「CDA」施行後、「Zeran 対 AOL 事件」⁶において、CDA230条(c)に言う「Publisher」とは何か争われたが、「Distributor」の立場であっても、「知り、又は知るべき合理性を有していた場合」においても責任を負わない旨が確認されている。

(3) 米国でのルールの全体像

以上のように、米国におけるサービス・プロバイダの免責ルールとして、ネット上の著作権侵害については、DMCAに規定される免責のための手続きルールがあり、一方、不快な情報の取扱いについては「Good Samaritan」条項を含むCDAの規定に基づく免責されるルールが存在している。

2. ECにおけるサービス・プロバイダの免責ルール

ECでは、2000年7月17日に電子商取引指令⁷が発行しており、サービス・プロバイダの免責規定がおかれている(第12条～第15条)。単なる導管(mere conduit)(第12条)、キャッシング(caching)(第13条)に加えて、第14条においてホスティング(Hosting)についての免責規定がおかれている。このような区分は、前述した米国DMCAにおける区分と概ね同様である⁸。

⁴ Cubby Inc. v. Compuserve Inc. 776 F. Supp. 135 (S.D.N.Y. 1991), Stratton Oakmont Inc. v. Prodigy Services Co. 1995.5.24)

⁵ 「Protection for “Good Samaritan” Blocking and Screening of Offensive Material」(CDA 230(c))

⁶ Zeran v. American Online Inc. 129F. 3d 327 (4th Cir. 1999)

⁷ 正確には「European Parliament and Council Directive on certain legal aspects of Information Society Services, in particular electronic commerce, in the International Market」

⁸ DMCAには、「情報探知ツール」の区分があるが、EC指令にはない。

ホスティングにおいては、原則次の要件を満たせば免責されるルールとなっている。

サービス・プロバイダが、違法な行為又は情報に関する現実の認識を有しておらず、かつ損害賠償のクレームとの関係では、違法な行動がそこから明らかである事実又は状況に気づいていないこと。

サービス・プロバイダが、かかる認識又は認知を得た際に、速やかに情報を除去し又は情報へのアクセスを無効にすること。

このように、EC 指令における免責ルールは、DMCA のそれに比較し、大変シンプルである。但し、DMCA と異なり、著作権侵害のみならず、一般不法行為や商標権侵害、不正競争による責任等の民事上の責任、及び猥褻や名誉毀損の罪などの刑事上の責任も免責の対象となる。今後、この指令に基づき、具体的な手続きルールが国毎に法律又は規則にて定められることになると思われる。国内法化は 2002 年 1 月 17 日までに行わねばならないとされている。

3. 日本においてサービス・プロバイダの責任が問われた事件

日本においては、現在までにネット上のサービス・プロバイダの責任に関し、下記 3 件の事件についての判決が存在する。いずれも、名誉毀損に関する訴訟であり、著作権侵害に関しては、今のところみられない。

ニフティサーブ現在思想フォーラム事件

東京地裁判決 平成 9 年 5 月 26 日

東京高裁判決 平成 13 年 9 月 5 日

都立大学事件

東京地裁判決 平成 11 年 9 月 24 日

ニフティサーブ会員氏名開示請求事件

東京地裁判決 平成 13 年 8 月 27 日

これらはいずれも損害賠償請求を伴う事件であるが、「ニフティサーブ現在思想フォーラム事件」では、その一審において、このサービスの運営会社である（株）ニフティに対して、名誉毀損発言について適切な措置（削除）をなさなかった管理者に関して使用者責任に基づく損害賠償を認めた。しかしながら、控訴審においては、これを覆し、発言は名誉毀損にあたるが、当該管理者に作為義務違反はなく、従って（株）ニフティにも損害賠償責任はないとした。

また、「都立大学事件」では、掲載情報による名誉毀損が明白であり、かつ悪質で被害が甚大な場合のみ、ウェブページの運営者（都立大学）に被害発生防止義務が生じ、この場合はそれにあたらぬとして、損害賠償請求を認めなかったものである。

最後の「ニフティサーブ会員氏名開示請求事件」では、そもそも名誉毀損の成立を認めなかったものであり、当然にして（株）ニフティの損害賠償を認めていない。

このような訴訟を通じ、また著作権侵害情報など他の違法情報のアップロードに関する事件の発生も考えられるところから、日本においても、違法情報のアップロードに関与していないサービス・プロバイダの免責ルールの早期確立が強く望まれている。

4. 日本におけるサービス・プロバイダの免責に関する法案

日本においては、旧通商産業省、旧郵政省及び文化庁における検討を経て、現在総務省において法案が用意され、10月30日に閣議決定を経て今国会(第153回)に提出された。その概要は以下のものである。

(1) サービス・プロバイダの損害賠償責任の制限

法案によれば、その第三条に「損害賠償責任の制限」として次のように規定されている。

第三条(損害賠償責任の制限)

1. 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この条において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2. 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下「侵害情報」という。)侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して関係役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該関係役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずる

ことに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

これによれば、サービス・プロバイダが無条件で権利者に対して免責となるのは、アップロードされた情報が他人の権利を侵害していることをサービス・プロバイダが知らないとき、及び情報発信者に対して、権利者からの情報削除の申し出を情報発信者に通知し、情報発信者から削除に同意しない旨の回答がなかったときである。しかし、通知等により情報のアップロードを知った場合、それにより他人の権利が侵害されているかどうかにつきサービス・プロバイダ自らが判断してその情報を削除するかどうかを決定することになり、その判断について相当な理由があるときのみ免責されると解される。

(2) 情報発信者の開示請求

権利者が訴訟提起のために情報発信者の情報（名前、住所等）を知るために、第4条に次の規定がおかれている。

第四条（発信者情報の開示請求等）

1. 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されることが明らかであるとき。

当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2. 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
3. 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
4. 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことによ

り当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

つまり、開示請求を受けたサービス・プロバイダは、開示請求の内容や情報発信者の意見を参酌し、自らの判断で開示する、しないを決定することになる。開示しない場合、その判断に故意又は重過失がなければ権利者に対して免責となる。

5. 日本におけるサービス・プロバイダの免責に関する法案へのコメント

- (1) サービス・プロバイダの立場として、「一定の手続き」に従えば、自己判断を必要とすることなく掲載情報の削除又は継続掲載のいずれの場合も免責となるような制度が強く望まれる。前述したように、欧米の制度はそのような規定になっている。しかるに、今回の法案によれば、他人の権利が侵害されているかどうかを結局自己判断することとなっている(第三条1項2号、2項1号)。前述したニフティ訴訟をみるまでもなく、名誉毀損発言や著作物の無断掲載においては、それらが名誉毀損による人権侵害や著作権侵害かどうかの判断は大変困難である。そしてその結果、サービスプロバイダは自ら情報を削除するか、継続掲載するかの判断をしなければならない。即ち、「相当な理由がある」と認めるに至ることが困難な場合があり、しかもサービス・プロバイダに過大な負荷を負わせる。さらに、その判断が誤っているとして権利者又は情報発信者から訴訟を提起され、裁判所において判断に誤りがあったと認められると損害賠償に至る可能性があり、これらを考慮すると今回の法案の内容はサービス・プロバイダにとって十分な免責ルールとはいえないと思われる。
- (2) 欧米の免責ルールにおいては、サービス・プロバイダは、違法情報等がアップロードされているか否かを常時監視する義務はないとされる。今回の法案には、サービス・プロバイダの監視義務に関して明記されていない。欧米同様、監視義務がないことを明記すべきであると思われる。
- (3) 同じ horizontal approach をとる EC においては、民事上の責任はもちろんのこと、刑事上の責任についても一定の手続きに従えば免責となるルールとなっている。今回の法案では、著作権侵害や名誉毀損による人権侵害など権利侵害における損害賠償責任の制限となっている。今後、EC のような刑事上の責任まで免責の対象とすべきかどうか検討を継続することも必要であろう。